

四万十市雇用対策協定書

四万十市（以下「市」という。）及び高知労働局（以下「労働局」という。）は、以下のとおり「四万十市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市と労働局が、相互に連携して、雇用対策に関する施策等を総合的、効果的かつ一体的に実施することで、地域経済の活性化と市民の暮らしの向上を図ることを目的とする。

（事業内容等）

第2条 市及び労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組の内容や実施方法を事業計画として定め、これを推進するものとする。

（要請等）

第3条 四万十市長及び高知労働局長は、それぞれが取り組む雇用対策に係る施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 四万十市長及び高知労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

（運営協議会の設置）

第4条 市及び労働局は、本協定に基づく事業を計画し実施するため、四万十市雇用対策協定運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置するものとする。

2 運営協議会は、原則として年1回開催するほか、必要に応じて開催することとし、事業計画の運営を協議し、実施状況等を審議するものとする。

（秘密保持）

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する施策の取組において、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合はこの限りでない。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、市及び労働局が協議し、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、四万十市長及び高知労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和4年10月26日

四万十市長

中平正宏

高知労働局長

中村克美